

公園緑地等維持管理標準仕様書

令和 6 年 1 月改訂

平成 2 3 年 1 月 2 8 日制定

広 島 市
都市整備局緑化推進部

改訂履歴

制 定	平成23年（2011年）1月28日
第1回改訂	平成24年（2012年）1月25日
第2回改訂	平成25年（2013年）1月17日
第3回改訂	平成27年（2015年）1月
第4回改訂	平成28年（2016年）1月29日
第5回改訂	平成29年（2017年）1月23日
第6回改訂	平成30年（2018年）1月31日
第7回改訂	平成31年（2019年）1月18日
第8回改訂	令和2年（2020年）1月20日
第9回改訂	令和3年（2021年）1月20日
第10回改訂	令和4年（2022年）1月21日
第11回改訂	令和5年（2023年）1月23日
第12回改訂	令和6年（2024年）1月23日

目 次

第1章 総 則	1
第1節 一般事項	1
1.1.1 適用範囲	1
1.1.2 費用負担	1
1.1.3 法令等の遵守及び手続の代行	1
1.1.4 軽微な変更	1
1.1.5 関係書類の提出	1
1.1.6 疑義の解釈	1
1.1.7 特記仕様書	1
第2節 着 手	2
1.2.1 作業の着手	2
1.2.2 現場責任者届及び資格者届の提出	2
第3節 作業の適正化	2
1.3.1 委託作業	2
1.3.2 工程管理	2
1.3.3 事前協議	2
1.3.4 早朝・夜間作業	2
1.3.5 休日等の作業	2
1.3.6 緊急作業	2
1.3.7 作業用機械器具等	2
1.3.8 作業記録写真	3
1.3.9 作業週報等	3
1.3.10 作業日誌	3
第4節 材 料	3
1.4.1 材料の品質	3
1.4.2 材料の承諾	3
1.4.3 使用材料の確認	3
第5節 安全管理	3
1.5.1 一般事項	3
1.5.2 交通及び保安上の措置	4
1.5.3 事故防止	4
1.5.4 作業現場	4
1.5.5 作業用機械器具	4
1.5.6 作業現場の整理整頓	5

第6節 完了	5
1.6.1 後片付け	5
1.6.2 検 査	5
別－1（提出書類）	5
別－2（作業記録写真）	6
別－3（樹木の規格計測等）	9
第2章 維持管理・維持補修	1 1
第1節 一般事項	1 1
2.1.1 適用範囲	1 1
2.1.2 植物への配慮	1 1
2.1.3 施設への配慮	1 1
2.1.4 利用者その他への配慮	1 1
2.1.5 枝葉等の処置	1 1
第2節 維持補修	1 1
2.2.1 照明灯その他修繕	1 1
2.2.2 給水設備その他修繕	1 1
2.2.3 遊具その他修繕	1 2
第3節 清 掃	1 2
2.3.1 園地清掃	1 2
2.3.2 池 清 掃	1 2
2.3.3 便所清掃	1 3
2.3.4 便所排水管清掃	1 3
2.3.5 排水溝その他清掃	1 3
2.3.6 固形状廃棄物収集	1 3
2.3.7 落書抹消	1 3
第4節 除 草	1 4
2.4.1 除 草（人力による抜根除草）	1 4
2.4.2 草 刈	1 4
第5節 薬剤散布	1 4
2.5 病虫害駆除等	1 4
第6節 芝生の維持管理	1 5
2.6.1 刈 込 み	1 5
2.6.2 施 肥	1 6
2.6.3 除 草	1 6
2.6.4 病虫害駆除等	1 6
2.6.5 目土かけ	1 6
2.6.6 エアレーション	1 6
2.6.7 カッティング	1 6

第7節 公園樹等の維持管理	1 6
2.7.1 高木せん定	1 6
2.7.2 中低木せん定	1 7
2.7.3 生垣せん定	1 8
2.7.4 玉物刈り込み	1 8
2.7.5 花木せん定	1 8
2.7.6 マツのせん定	1 8
2.7.7 カイズカイブキのせん定	1 9
2.7.8 せん定に関するその他の留意事項	1 9
2.7.9 病虫害駆除	1 9
2.7.10 支柱取り外し	1 9
2.7.11 結束直し	1 9
2.7.12 枯損木処理	1 9
2.7.13 高木施肥－輪肥（わごえ）	1 9
2.7.14 高木施肥－車肥（くるまごえ）	2 0
2.7.15 高木施肥－つぼ肥	2 0
2.7.16 低木・生垣施肥	2 0
2.7.17 倒木復旧	2 0
第8節 街路樹の維持管理	2 1
2.8.1 夏季せん定の目的	2 1
2.8.2 夏季せん定の手順	2 1
2.8.3 夏季せん定に関するその他の留意事項	2 1
2.8.4 冬季せん定の目的	2 1
2.8.5 冬季せん定の方法	2 2
2.8.6 冬季せん定の手順	2 2
2.8.7 冬季せん定に関するその他の留意事項	2 3
2.8.8 せん定防除	2 3
2.8.9 中低木せん定	2 3
2.8.10 かん水	2 4
第9節 花壇の維持管理	2 4
2.9.1 材 料	2 4
2.9.2 地ごしらえ	2 4
2.9.3 植え付け	2 4
2.9.4 除草・かん水	2 4
2.9.5 施肥・病虫害駆除	2 4
提 出 書 類 様 式	2 5

第1章 総 則

第1節 一 般 事 項

1.1.1 適用範囲

- (1) 本標準仕様書は、広島市が発注する委託業務及び修繕に適用する。
- (2) 委託業務及び修繕における作業は、それぞれの作業に応じて本標準仕様書の定めに従い、実施すること。
- (3) 本標準仕様書に定めのない事項については、「土木工事共通仕様書」（広島市）等、広島市が定めた標準仕様書に準ずること。また、樹木の維持管理については、「道路・公園緑化ガイドライン」（広島市都市整備局緑化推進部）の趣旨に沿って行うこと。

1.1.2 費用負担

材料、作業の検査及び官公署等への届出手続きに必要な費用は、受注者の負担とする。

1.1.3 法令等の遵守及び手続の代行

- (1) 作業実施にあたっては、関係法令、条例及び規則等を遵守し、作業の円滑な進捗を図ること。
また、官公署への必要な届出等は、速やかに処理しなければならない。
- (2) 作業実施に関して関係官公署、付近住民、利用者との交渉を要するとき、または交渉を受けたときは、速やかに本市と協議すること。

1.1.4 軽微な変更

現地の状況等により作業位置あるいは方法を多少変更する等の軽微な変更は、本市と協議のうえ、その結果に従って行うこと。

1.1.5 関係書類の提出

受注者は、別－1（提出書類）に基づき、本市が指示する期日までに関係書類を提出すること。

1.1.6 疑義の解釈

本標準仕様書に定める事項について疑義を生じた場合の解釈及び作業の細目については、本市と協議のうえ、その結果に従って行うこと。

1.1.7 特記仕様書

特記仕様書は、本仕様書の内容に変更または補足がある場合に定めるものであり、作業ごとに設計書に添付する。

第 2 節 着 手

1.2.1 作業の着手

作業の着手は、原則として契約締結後、7 日以内に行う。ただし、仕様書等で作業内容により時期が指定されている場合は、この限りではない。

1.2.2 現場責任者届等の提出

受注者は、作業の着手に先立ち、現場責任者届及び資格者・剪定作業員届を提出すること。

また、提出の際には、様式で指定している雇用関係や資格等、写真により本人の顔を確認できる公的機関等が発行した書類の写しを添付すること。

第 3 節 作業の適正化

1.3.1 委託作業

委託作業については、すべて設計書、図面及び仕様書等に基づき、作業しなければならない。

1.3.2 工程管理

受注者は、実施計画書に基づき適正な実施工程の管理を行うものとする。

1.3.3 事前協議

特に実施時期の定められたものや実施時期を逸すると効果の期待できない作業については、本市と事前に協議し、その結果に従って作業を行うこと。

1.3.4 早朝・夜間作業

作業の都合上、早朝・夜間作業を必要とする場合は、事前に業務打合せ簿を提出し、本市の承諾を得ること。なお、必要に応じ、早朝・夜間作業を指示することがある。

1.3.5 休日等の作業

休日等に作業を必要とする場合は、事前に業務打合せ簿を提出し、本市の承諾を得ること。なお、必要に応じ、休日等の作業を指示することがある。

1.3.6 緊急作業

作業の都合上、本市が必要と認めた場合は、緊急作業を指示することがある。

1.3.7 作業用機械器具等

作業用機械器具、道具類は、各作業に適するものを使用するとともに、せん定用具の目立てなど、手入れが十分になされたものを使用すること。また、本市が不適當と認めたときは、作業用機械器具等の変更を指示することがある。

1.3.8 作業記録写真

受注者は、実施する作業全般にわたって別－２（作業記録写真）に基づいて作業写真を撮影し、作業完了後速やかに提出すること。

1.3.9 作業週報

受注者は、特記仕様書等で作業週報の提出を指示されている業務については、別添の様式により、必ず事前に本市へ作業週報を提出すること。

1.3.10 作業日誌

受注者は、特記仕様書等で作業日誌の提出を指示されている業務については、作業の進捗、労務者の就業、材料の搬入、使用機材、天候等を示す作業日誌を作成し、作業記録写真と共に提出すること。

第４節 材 料

1.4.1 材料の品質

- (1) 設計図書に規定されたものを除き、日本工業規格（J I S）または日本農林規格（J A S）に規定されているものはこれによること。
- (2) 受注者は、使用した材料の品質を証明する資料を受注者の責任において整備、保管し、本市の請求があった場合には、材料の品質を確認できる資料を速やかに提出すること。

1.4.2 材料の承諾

本市の請求があった場合は、見本又は材料の品質を確認できる資料を使用前に提示又は提出して承諾を得ること。

1.4.3 使用材料の確認

- (1) 使用数量は、本市に報告し確認を受けなければならない。
- (2) 使用材料の数量が確認しがたいものは、空ビン・空袋・空き缶などを整理し、本市に報告し確認を受けなければならない。

第５節 安 全 管 理

1.5.1 一般事項

- (1) 受注者は、「労働安全衛生法」等関係法規の定めるところにより常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害の発生の防止に努めること。
- (2) 受注者は、別途作業等と作業現場が隣接し、または同一場所において作業を行う場合は、常に相互協調して安全管理に支障をきたさないよう処置すること。
- (3) 受注者は、農薬及び石油類等の危険物を使用する場合は、その保管及び取扱いについて関係

法規の定めるところに従い、万全の対策を講じること。

1.5.2 交通及び保安上の措置

受注者は、交通の障害となる行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないよう、次の事項に留意し、交通及び保安上十分な注意をすること。

- (1) 交通及び保安に関係ある作業については、関係官公署の指示事項を遵守し、十分な処置を施すこと。
- (2) 作業のため通行を禁止、または制限する必要があるときは、本市と協議の上、関係官公署の許可を得て、所定箇所に指定の標示をする等の十分な処置を講じること。
- (3) 作業区域内に車両または歩行者の通行があるときは、これらの安全な通行を確保するため、十分な保安施設を設置するとともに、必要に応じて交通誘導警備員を配置すること。特に、狭い歩道での歩行者や自転車への注意と誘導を確実に行うこと。また、駐車場からの車の出入りの誘導を行うこと。

1.5.3 事故防止

- (1) 受注者は、公衆の生命、身体及び財産に関する危害・迷惑を防止するため、必要な処置を講じること。
- (2) 受注者は、地上及び地下工作物、樹木等に損失を与えることのないよう、十分注意をするとともに適切な防護措置を講じること。
- (3) 受注者は、作業において障害等を発見した場合は、遅滞なく本市に申し出て、その指示を受けること。
- (4) 受注者は、作業の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を与えた事故、または、第三者に損害を与えた事故等が発生した場合は、応急処置等所要の措置を講じるとともに、事故発生原因及び経過、被害の内容等について遅滞なく本市に報告すること。

1.5.4 作業現場

- (1) 受注者は、作業の安全を図るため、原則として作業箇所を1区画とし、作業関係者以外の進入を防止するため封鎖すると共に、作業標示板を設置する等必要な対策を講じること。
- (2) 作業標示板は、適切な場所に設置すること。また、必要に応じ、その他の標示板（立入禁止、薬剤散布中、ペンキ塗りがたて等）も設置すること。
- (3) 作業の実施に当たっては、従業員の安全を確保するため、保護帽の着用、状況に応じた墜落制止用器具の着用や高所作業車の使用等、適切な安全対策を講じること。特に、高さが6.75mを超える箇所で使用する墜落制止用器具は、フルハーネス型のものでなければならない。また、安全対策として遵守する事項を明記した安全管理届を提出すること。

1.5.5 作業用機械器具

- (1) 機械類を使用または移動する場合は、関係法規の定めを遵守し、架空線・埋設物・道路及びその他構造物に損傷を与えることのないよう注意すること。

- (2) 機械類を休止させておく場合、または、操作している者が一時的に受持場所を離れる場合は、原動機を止め、電源を切るなど事故防止に必要な措置を講じること。

1.5.6 作業現場の整理整頓

受注者は、機械器具、不用土砂等を交通及び保安上の障害とならないように、使用の都度、整理または現場外に搬出し、現場内は常に整理整頓しておくこと。

第6節 完 了

1.6.1 後片付け

受注者は、作業の完了に先立ち、速やかに不要材料を整理し、仮設物等を撤去して、現場内外の清掃及び後片づけを完全に行うこと。

1.6.2 検 査

完成検査においては、関係書類をそろえ、検査を受けること。

公園樹と街路樹の支障木せん定業務については、実施報告した公園および道路の中から、1公園(路線)以上の現地検査を受けること。現地検査は、事前に本市と受注者が協議し日取りを決めたうえで、両者が現地で立会して行うものとする。

另付 — 1 (提出書類)

提出書類は、次表によることとし、提出にあたっては、不備不足のないよう注意すること。

提 出 書 類	期 日	様 式	部 数	備 考
業務着手届	契約後直ちに	様式 1	1 部	原則として契約締結後、7日以内
現場責任者届	契約後直ちに	様式 2-1	1 部	変更する場合は様式2-2を提出すること
資格者・剪定作業員届	契約後直ちに	様式 3-1	1 部	必要な場合のみ 変更する場合は様式3-2を提出すること
実施計画書	契約後直ちに	様式 4-1	1 部	連絡先（電話番号、ファクス番号、メールアドレス等）、緊急連絡体制表、業務実施工程表を添付して提出すること。変更する場合は様式4-2を提出すること
安全管理届	契約後直ちに	様式 5	1 部	
業務実施報告書	完成時	様式 6	1 部	
作業記録写真帳	完成時		1 部	支障木せん定業務(単価契約)については別-3(樹木の規格計測等)を参照すること
作業週報	作業実施前	様式 7	1 部	

業務打合せ簿	随時	様式8	1部	
--------	----	-----	----	--

別冊 — 2 （作業記録写真）

1 写真撮影要領

作業写真は、一作業ごとに、作業前・中・後を撮影し、組み合わせることにより作業全体が判明する一連のものになるよう、撮影しなければならない。後日、検査が不可能、もしくは困難となる箇所については、必ず以下の撮影要領に準じて撮影しておくこと。

なお、写真がない場合は、再作業を指示することがある。再作業は、受注者の負担で異議なく行うこと。

〈撮影要領〉

- (1) 作業記録写真撮影者は、作業に精通した者でなければならない。
- (2) 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。
 - ① 写真は、カラーとする。
 - ② デジタルカメラの場合、有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とし、縦横比は3：4程度とする（100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度）。
- (3) 作業箇所は、それぞれの作業ごとに同一位置・同一方向から撮影し、それらを組み合わせれば、作業全体が判明する一連のものとしておくこと。
- (4) 撮影に際しては、箇所の確認、寸法の判別ができるように工夫すること。
- (5) 撮影箇所は、小黒板を用いて次の事項を記入し、整理・説明の便となるよう工夫すること。

①業務名 ②作業・種別 ③施設名または測点 ④設計数量 ⑤実施数量 ⑥作業日

（小黒板記載例）

業 務 名	
作 業 ・ 種 別	
測 点	
設 計 数 量	
実 施 数 量	
作 業 日	
受注者 ○○○○○	

2 作業記録写真帳作成要領

写真帳は、下記により編集すること。

- (1) 写真帳表紙は、業務名、作業期間、受注者を明記すること。
- (2) 作業写真は、着手前全景写真、完了後全景写真（出来形）及び作業別細部写真により編集すること。

- (3) 各作業別細部写真は、作業を実施した順序が明確に判別できるよう系統的に整理すること。
- (4) 作業及び種別が変わる場合は、必ず明示すること。
- (5) 原則として、写真帳の大きさはA4版とし、写真の大きさはDSCサイズ（89mm×119mm）～Lサイズ（89mm×127mm）相当とすること。
- (6) 写真の撮影の向きは横長を原則とするが、やむを得ず、縦長とする場合は左側が上になるようにすること。
- (7) 提出する写真が逆光等により見づらくなった場合は、画像処理により写真に写った状況が判別できるようにしたうえで提出すること。
- (8) 写真撮影箇所等について以下に示す。現場状況等により難しい場合は、本市と協議の上、その結果に従うこと。

項 目		撮 影 箇 所
作 業 全 般 (前・中・完了後)		・着手前及び完了後の状況を撮影する。 ・作業中及び作業方法を記録する必要がある場合は、その都度撮影する。
修繕	照明 給水設備 遊具等	・部品の取替えは、新旧の部品、空袋等、メーカー・品番が確認できる写真。 ・鋼材の加工は、台秤等を用いて鋼材の重量の計測結果が確認できる写真。
公園樹等	保 守 管 理 業 務	・各作業現場で各作業・種別(※2)ごとに1箇所以上。 ・除草は、作業後の刈高が分かる検測写真を、各作業現場で各作業・種別ごとに1箇所以上。 ・造園技能士が現場で作業又は指導している状況、及び、様式3-1の資格者・剪定作業員届で提出した資格者と同一人物であることが確認できる写真を、各作業現場でせん定作業の種別ごと（作業が複数日になる場合は作業日ごと）に1枚以上。 ・その他本市の指示する箇所。
	支障木 せん定 業務 (単価契約)	・全ての作業対象木。 ・除草は、作業後の刈高が分かる検測写真を、各作業現場で各作業・種別ごとに1箇所以上。 ・造園技能士が現場で作業又は指導している状況、及び、様式3-1の資格者・剪定作業員届で提出した資格者と同一人物であることが確認できる写真を、各作業現場でせん定作業の種別ごと（作業が複数日になる場合は作業日ごと）に1枚以上。 ・その他本市の指示する箇所。

街路樹	保 守 管 理 業 務	・ 路線の上り線と下り線の各々について、各種別及び各樹種ごとに、中低木せん定・除草は路線200m又は200㎡ごと、高木せん定は20本ごと、桧は20箇所ごとに1箇所以上。 ・ 除草は、作業後の刈高が分かる検測写真を、各作業現場で各作業・種別ごとに1箇所以上。 ・ 街路樹剪定士及び造園技能士が現場で作業又は指導している状況、及び、様式3-1の資格者・剪定作業員届で提出した資格者と同一人物であることが確認できる写真を、各作業現場でせん定作業の種別ごと（作業が複数日になる場合は作業日ごと）に1枚以上。 ・ その他本市の指示する箇所。
街路樹	支障木 せん定 業務 (単価契約)	・ 全ての作業対象木。 ・ 除草は、作業後の刈高が分かる検測写真を、各作業現場で各作業・種別ごとに1箇所以上。 ・ 街路樹剪定士及び造園技能士が現場で作業又は指導している状況、及び、様式3-1の資格者・剪定作業員届で提出した資格者と同一人物であることが確認できる写真を、各作業現場でせん定作業の種別ごと（作業が複数日になる場合は作業日ごと）に1枚以上。 ・ その他本市の指示する箇所。
地 被 類		・ 各作業現場で各作業・種別ごとに1箇所以上。 ・ その他本市の指示する箇所。
除 草		・ 各作業現場で各作業・種別ごとに1箇所以上。 ・ 作業後の刈高が分かる検測写真を、各作業現場で各作業・種別ごとに1箇所以上。 ・ その他本市の指示する箇所。
病虫害駆除		・ 薬剤散布の場合は樹種別の散布状況(作業中)を（路線の上り線と下り線の両方で作業する場合についてはそれぞれ必要）、中低木は路線200m又は200㎡ごと、高木は10本ごとに1箇所以上。 ・ 街路樹への殺虫カプセル打込等の場合は10本ごとに1箇所以上。 ・ 街路樹以外の樹木への殺虫カプセル打込等の場合は、各作業現場ごとに1箇所以上。 ・ その他本市の指示する箇所
花 壇		・ 各作業現場で各作業・種別ごとに1箇所以上。 ・ その他本市の指示する箇所。
清 掃		・ 各作業現場で各作業・種別ごとに1箇所以上。 ・ 便所清掃については、男性用・女性用・多目的用に分かれている場合は、それぞれの清掃ごとに作業前・後を撮影。 ・ その他本市の指示する箇所。
か ん 水		・ 散水中の写真を（路線の上り線と下り線の両方で作業する場合についてはその各々について）路線200m又は200㎡ごと、桧は20箇所ごとに1箇所以上。 ・ タンク給水ごとに、満水・散水後（空）の状況。

※1 公園樹等とは、公園の樹木のほか、各施設内の樹木をいう。

※2 各作業・種別とは、「樹木（高木）せん定」「低木せん定」「除草」等の工種・名称、及び、樹種名等の

種別を指す。

3 デジタル写真の小黑板情報電子化について

報告書写真の小黑板情報電子化を行う場合は、業務契約後、業務打合わせ簿で承諾を得たうえで、対象業務とすることができる。対象業務では、以下の(1)から(3)の全てを実施することとする。

(1) 対象機器の導入

受注者は、報告書写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する。）については、公園緑地等維持管理標準仕様書第1章総則別-2（作業記録写真）に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は、業務着手前に提出する業務打合わせ簿に、本業務での使用機器の資料を添付する。

なお、使用機器の事例としてURL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

(2) 作業写真帳における小黑板情報の電子的記入

受注者は、(1)の使用機器を用いて作業写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、公園緑地等維持管理標準仕様書第1章総則別-2（作業記録写真）による。

(3) 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、(2)に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以降、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、業務完了時に担当職員へ紙に出力し提出するものとする。なお提出時に、受注者はURL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果（CSVファイル等）を紙に出力した資料を作業写真帳と併せて提出するものとする。

別冊 — 3 （樹木の規格計測等）

1 幹周の計測

スタッフと巻尺を用いて計測する。（「図1 高木の計測方法」参照）

- (1) スタッフを対象樹木の根元の地表面に鉛直に立て、地表面から高さ 1.2m の位置を幹の表面において特定する。
- (2) 巻尺の下端を高さ 1.2m の位置に合わせ、たるみなく巻いて幹周を計測する。

（注1）幹周について

根鉢の上端（既存樹木については樹木が生えている地表面）より 1.2m 上りの位置の樹木の幹の周長を測

定する。この部分に枝の分岐やこぶ等の凹凸があるときは、その分岐や凹凸の直上部を測定する。幹が2本以上の樹木の場合は、各幹の周長の合計の70%の数値を幹周とする。(国交省「公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)」参考)

(注2) スタッフの立て方について

幹に対して斜めに立てかけたりせず、樹木根元の地表面に鉛直に立てて計測する。樹木が崖地や法面のような斜面に生えている場合は、スタッフを樹木根元の斜面の下側に鉛直に立てて計測する。また、根元の地表面に凹凸がある場合は低くなっている箇所を立てて計測する。

(注3) 計測時のその他の注意点について

- (a) 幹に異物(結束紐や針金等)がある場合は、除去して計測すること。除去が困難な場合は、異物を避けてその直上で計測すること。また、幹の表面にコケ等の付着物がある場合は、除去して計測すること。
- (b) 幹が斜めになっている場合も、スタッフを地表面に鉛直に立て、幹の下側が1.2mとなる位置で計測すること。(「図2 高木が傾いている場合の計測方法」参照)
- (c) 低木(高さ0.6m未満)と中木(高さ0.6m以上3m未満)は、スタッフで高さを計測し、寄せ植え・生垣の場合は更に巻尺で作業対象面積を計測すること。
- (d) (注1)・(注2)及び上記(a)~(c)により難しい場合は本市と協議のうえ決定すること。

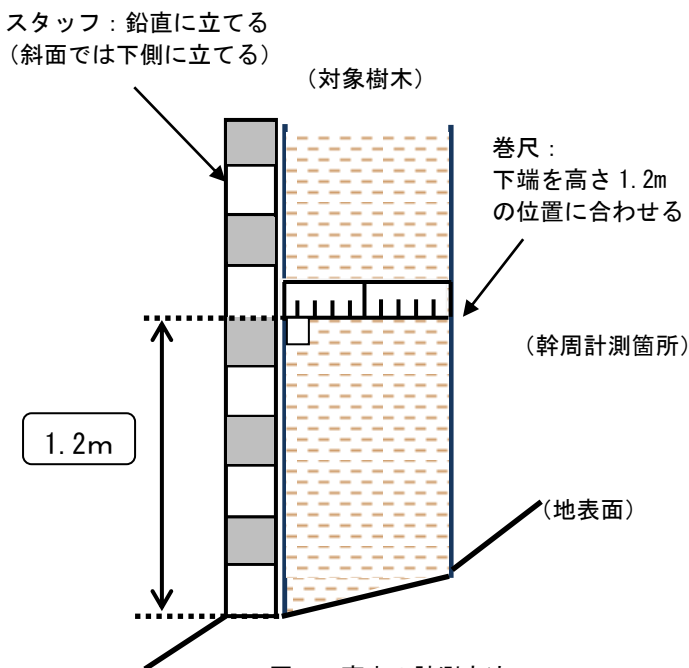


図1 高木の計測方法

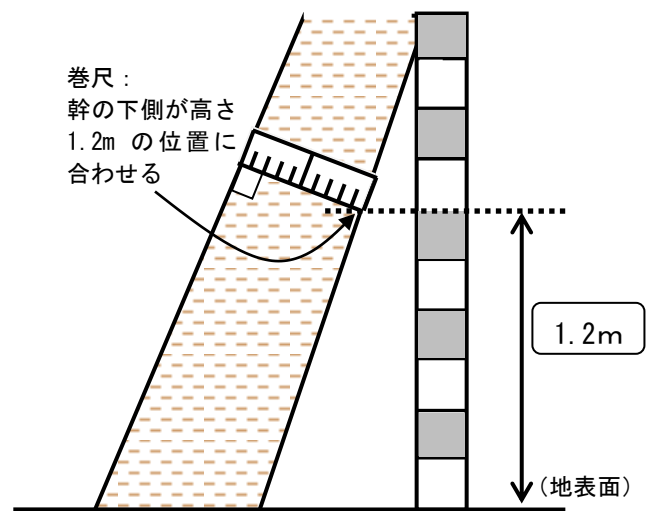


図2 高木が傾いている場合の計測方法

2 幹周計測時の写真の撮影

樹木の全景写真と計測箇所の拡大写真を撮影する。

- (1) 計測対象である樹木の全景写真の撮影に当たっては、スタッフを立てている地表面と巻尺を巻いた幹周計測箇所の両方が、必ず画面に入るようにするとともに、本市が現地確認を行う際に、対象樹木の位置を容易

に特定できるよう、周囲の状況も画面に入れること。また、スタッフが鉛直に立てられているか、巻尺がたるみなく幹に巻かれているかを、撮影前によく確認すること。

- (2) 計測箇所の拡大写真の撮影に当たっては、スタッフと巻尺の目盛りが両方とも1枚の写真から確実に読み取ることができるようにすること。

(逆光やフラッシュの不点灯による画像の暗化、フラッシュの強光による画像の白化、手振れによる画像の乱れ等により、計測値を読み取ることができない写真にならないように注意する。)

- (3) 幹が2本以上の樹木の場合は、原則として作業対象となっている幹を全て撮影すること。

- (4) 上記により難しい場合は本市と協議のうえ決定すること。

第2章 維持管理・維持補修

第1節 一般事項

2.1.1 適用範囲

植栽の管理作業及び施設の維持補修に適用する。

2.1.2 植物への配慮

受注者は、植栽の維持管理において、当該管理作業の目的及び管理作業が及ぼす影響の強さを十分理解し、生き物としての植物に対する細心の注意を持って作業にあたるよう努めるものとする。

2.1.3 施設への配慮

受注者は、当該施設やその周辺の施設等の機能及び利用等に支障が生じることのないよう十分注意し、万全の策を講じなければならない。支障が生じた場合は、速やかに本市に報告すること。

2.1.4 利用者その他への配慮

受注者は、安全対策を十分に講じ、怪我・損傷等を生じた場合においては、受注者の責任において処置すると共に速やかに本市に報告すること。

2.1.5 枝葉等の処置

せん定・刈り取り・除草等によって生じる樹木の枝葉等の野焼きによる焼却は行わず、適切に処理すること。

第2節 維持補修

2.2.1 照明灯その他修繕

- (1) 作業は、本市の指示により、速やかに実施すること。
- (2) 部品交換時には、他の部品の動作状況も併せて確認すること。部品の破損や劣化が確認された場合は、速やかに本市に連絡し、指示を仰ぐこと。

2.2.2 給水設備その他修繕

- (1) 作業は、本市の指示により、速やかに実施すること。
- (2) 排水管の取替の際には、詰りの有無を確認すること。詰りがあった場合は清掃を行い、解消できない場合は、速やかに本市に連絡すること。
- (3) 漏水の修繕の際に、部品の手配に時間がかかる場合は、破損箇所直近の止水栓もしくは水量調整ねじ等により、漏水を止める応急措置を行うこと。また、排水管からの漏水の場合は、止水テープ等により漏水を止める応急措置を行うこと。

2.2.3 遊具その他修繕

- (1) 作業は、本市の指示により、速やかに実施すること。
- (2) 遊具の塗装においては、ケレンにより、遊具表面に発生している錆及び旧塗膜を除去したうえで、塗装を行う。ケレンの内容は、以下のとおりとする。いずれも動力工具や手工具の併用により作業する。
 - ① 2種ケレン：さびの発生面積30%以上の場合、さびや旧塗膜を全面除去して鋼材面を露出させるものである。
 - ② 3種ケレン：さびの発生面積30%以下の場合、旧塗膜のうち、しっかり密着している活膜は残し、さびや割れ、膨れ等の不良部は除去して鋼材面を露出させる。活膜部分は、付着物を除去し活膜全体を軽く目荒ししておく。
 - ③ 4種ケレンは、さびの発生がなく、目荒しや清掃を行うものである。目荒しとは、塗膜の食いつきをよくするために表面に凸凹をつけることである。
- (3) 塗装を行った後、塗面が乾燥するまで利用者に塗料が付着しないよう、対象遊具の周辺を安全柵等で囲い、塗りたてである旨の表示をすること。

第3節 清掃

2.3.1 園地清掃

- (1) 園路・吸い殻入れ・くずかごその他公園内のゴミを取りこぼしのないようきれいにかき集めること。
- (2) L型側溝等に溜まったゴミ等は、入念に取り除き、排水を常に良好な状態に保つこと。
- (3) 植え込み地清掃については、ゴミ・空きビン・空缶等を一つ一つ取り除き、指定場所に集積すること。落ち葉・小枝などについては、土へ還元させるためにそのまま堆積させる等の処置を指示することがある。
- (4) 低木内のゴミ等は、木をいためないよう注意して取り除くこと。
- (5) 池などの水面に浮遊する落ち葉・ゴミ・空ビン・空缶等の美観を損ねるものについては、収

集すること。

2.3.2 池清掃

- (1) 作業時期・期間は、事前に本市と協議のうえ決定するものとする。
- (2) 排水管・排水柵に溜まったゴミ・土砂等は、入念に取り除き、排水を常に良好な状態に保つこと。
- (3) 噴水ノズル及び目地部分等の施設については、損傷のないよう丁寧に扱うこと。また、必要に応じて薬剤を使用すること。
- (4) 池底に沈殿する土砂・ゴミ等については、収集すること。
- (5) 池中の生物については、本市の指示により処理すること。
- (6) 池中に貨幣がある場合は、これを分別収集し本市へ提出すること。
- (7) 作業完了後、本市と協議のうえ水を張ること。

2.3.3 便所清掃

- (1) 作業中は、利用者に清掃中であることを知らせる表示板を掲げること。
- (2) 便器・手洗器は必ず水洗いすること。汚物等が付着している場合は、薬品を使用して、きれいに除去し十分に洗い流すこと。
- (3) 床は、ほうき等で掃きゴミを除去する。特に汚れが激しい場合は、水洗いし、床面に溜まった洗い水は、排水すること。
- (4) 壁に付着した汚物等を除去し、水で洗い流すこと。ただし、水をかけると支障のある内装仕上げ材が使用されている場合は、水をかけずに雑巾等を使用し、目地等を傷めないよう清掃すること。
- (5) 蜘蛛の巣やほこりは、ほうき等ではらうこと。
- (6) 便器及び排水管に詰まった夾雑物は、除去し、水洗いすること。なお、バキューム車を使用しないと除去できない場合は、速やかに本市に報告すること。
- (7) 水洗いした夾雑物は、回収したゴミ等とともに適正に処理すること。
- (8) 汲み取り式便所便槽内及び汲み取り口は、必要に応じて脱臭剤及び殺虫剤を使用すること。

2.3.4 便所排水管清掃

- (1) 作業は、便器排水管に詰まった夾雑物をバキューム車等を使用し、除去するものである。
- (2) 作業は、本市の指示により、速やかに実施すること。
- (3) 作業後は、汚損した便器等を水洗いし、清掃を行うこと。
- (4) 除去した夾雑物は、適正に処理すること。

2.3.5 排水溝その他清掃

- (1) 作業は、本市の指示により、速やかに実施すること。
- (2) 除去した土砂等は、適正に処理すること。

2.3.6 固形状廃棄物収集

園内に集積してある固形状廃棄物を定められた回数以上収集し、分別・破碎・圧縮などを行い、可燃物・不燃物・資源ごみ等をそれぞれ適切な施設へ搬入すること。

2.3.7 落書抹消

- (1) 作業は、本市の指示により速やかに実施すること。
- (2) タイル面等の落書はシンナー等で消去し、塗装面の落書は同色の塗料で塗り、消去すること。

第4節 除 草

2.4.1 除 草（人力による抜根除草）

- (1) 人力により繁茂している雑草類を根株を残さないように地際から抜き取ること。
- (2) 本作業にあたっては、樹木類（地被類等を含む）を傷めないように十分注意しながら行い、その抜き跡は凹凸のないように付近の土で埋め戻しをすること。
- (3) 抜き取った雑草類等は、当日のうちに作業現場から搬出すること。

2.4.2 草 刈

- (1) 草刈は、繁茂している雑草類を動力草刈機、その他の器具を用いて地際より丁寧に刈り取るものであり、刈高は30mm以下とすること。これにより難しい場合は本市と協議し、その結果に従って行うこと。
- (2) 作業は、樹木・地被類を傷つけないよう十分注意すると共に人畜車両等に損傷を与えないよう作業箇所及びその周辺の安全確保に留意すること。特に動力草刈機を用いるときは、飛散防護シート等により、周囲の歩行者や通行車両等に対する石跳ね・防塵の対策を十分に行うこと。また、刈り取った雑草類等の収集や現場の清掃をブローヤやほうき等で行うときは、刈草や塵埃の飛散等により周囲の歩行者や通行車両等に迷惑をかけないように十分注意すること。
- (3) 刈り取った雑草類等は、周囲へ飛散することのないよう丁寧に収集し、当日のうちに作業現場から搬出すること。

第5節 薬 剤 散 布

2.5 病虫害駆除等

- (1) 薬剤の使用に際しては、農薬取締法等の農薬関連法規及びメーカー等で定めている使用安全基準・使用方法を遵守すること。
- (2) 薬剤の希釈及び調合
 - (a) 乳剤・液剤については、正確に容積計測により計量し、水和剤・水溶剤は、重量計測により計量すること。

- (b) 薬剤は、その物理的及び化学的性質により調合不可能なものがあるので、必ず事前確認のうえ、調合すること。
- (c) 混合は、①展着剤②乳剤③水和剤④液剤・水溶剤の順に入れること。
- (d) 展着剤の量は、入れすぎても効果が低くなるため、規定量を計測して加えること。
- (3) 薬剤の散布
- (a) 散布前の注意
- ・ 薬剤の調合は、素手で行わないこと。
 - ・ 薬剤及び容器の取扱に十分注意すること。
 - ・ 気象条件の整った日を選定すること（晴天または曇天の無風状態がよい）。
- (b) 散布時の注意
- ・ 散布作業は、使用薬剤に明記された使用法に従って行うこと。
 - ・ 風向に注意し、風上から風下に向かって散布すること。
 - ・ 散布区域に第三者が近づくことがないように誘導すること。
 - ・ 散布樹木に対し、あらゆる方向から適量かつむらなく散布すること。なお、散布適量とは、枝葉面の表面全体に霧状に薬剤が付着している程度である。
 - ・ 使用する動力噴霧器は、高木先端部まで届く必要があるため、作業に応じた能力のあるものでなければならない。
 - ・ 薬剤が乾くまでの間、人が近づくことがないよう養生（注意看板設置など）をすること。
 - ・ 薬剤を使用した者、年月日、場所、範囲、農林水産省登録番号及び名称、農薬の種類、単位面積当たりの使用量及び希釈倍数について記帳して保管すること。
- (4) 殺虫カプセル打込み
- ・ 対象樹木の生育状況に応じて概ね地上15cmの幹周囲に概ね10cm間隔で、直径約11mm・深さ約40mmの穴を電動ドリルで開ける。
 - ・ 地上概ね15cmの幹周囲に打ち込みが困難な場合は、上下にずらして実施すること。
 - ・ 穴開け後は速やかに殺虫カプセルを差し込み、ポンチとハンマーで打込む。その際、必要以上に深くあるいは浅く打込まないこと。
 - ・ 殺虫カプセルを打込んだ後、カルスメイト癒合剤相当品を穴に塗布すること。
 - ・ 主幹がなく地際から分枝した木には、各々の分枝した枝元に打込むこと。
 - ・ 水溶性のカプセルであるため、降雨時には作業を行わないこと。
- (5) 殺虫剤樹幹注入
- ・ 対象となる樹木に応じて、地上高50cm～100cm（高木）又は地上高10cm～30cm（中木）の幹周囲に、概ね10cm間隔で直径7mm又は10mm・角度が斜め下向き約45度、深さ6cm～7cmの薬剤注入孔を電動ドリルで削孔する（ただし、幹周が30cm未満の場合は、上記と同様の位置・大きさの注入孔を1孔のみ削孔する）。なお、高木に削孔する場合の注入孔の直径を7mm・10mmのどちらにするかは樹種等によって異なるため、本市と協議のうえ決定すること。
 - ・ 注入器のノズルを注入孔の底まで差し込み、注入孔が直径7mmの場合は1孔当り2ml、直径10mmの場合は1孔当り4mlの薬剤を注入する。注入後はノズルを緩やかに引き抜く。
 - ・ 薬剤注入後、カットパスター癒合剤相当品を注入孔の孔口に塗布してふさぐ。

- ・ 主幹がなく、地際から複数の幹が分生している場合は、各々の幹を1本の木とみなして幹周等を計測し、それぞれの幹に所定数量の注入孔削孔・薬剤注入を行う。
- ・ 小径木に使用する場合は、適宜浅めの注入孔を削孔し、所定量の薬剤を2孔以上に分散させて注入する。

第6節 芝生の維持管理

2.6.1 刈込み

- (1) 刈込みは、芝生地内にある樹木・株物・施設等を損傷しないように注意し、刈むら・刈残しのないよう均一に刈り込むこと。
- (2) 刈込み高は、20mm以上30mm以下とするが支障がある場合は本市と協議し決定すること。
- (3) 刈取った芝は、速やかに処理すると共に刈跡はきれいに清掃すること。
- (4) 縁切りは、低木・施設等に匍匐茎が進入しないように刈込むこと。
- (5) 刈込みに先立ち、作業箇所の小石等の危険物の除去を行うこと。

2.6.2 施肥

所定の施肥量を芝生面にむらのないよう、均一に散布すること。

2.6.3 除草

- (1) 芝生を傷めないように除草フォーク等を用いて根より丁寧に抜き取ること。
- (2) 抜き取った除草は、速やかに処理すると共に除草跡は、きれいに清掃すること。

2.6.4 病虫害駆除等

- (1) 使用する農薬は、すべて所定の薬剤を使用すること。
- (2) 散布するときは、人畜・建築物・車両等に影響を及ぼさないように注意すると共に樹木・草花等に薬剤が付着しないよう、芝生に均一に散布すること。
- (3) 使用器具・作業方法等については、事前に本市に報告すること。

2.6.5 目土かけ

- (1) 目土は、植物の根・瓦礫・赤土等がなく、篩により篩い分けした目土用土を用いる。
土壌改良材及び肥料を混入する場合は、指定の混入率となるように入念に混合すること。
- (2) 目土用土は、指定の厚さに「とんぼ」等を用いて、むらなく均一に充分すり込むこと。

2.6.6 エアレーション

芝生土壌の硬化を防止するためにエアレーション器具または機械により土壌が膨軟となるよう効果的に行うこと。

2.6.7 カッティング

穴及びカッティングの深さ間隔等は、本市と協議しその結果に従うこと。

第7節 公園樹等の維持管理

2.7.1 高木せん定

(1) せん定の種類

- ・ 基本せん定は、樹木の骨格づくりを目的とするもので、主として冬季せん定により行う。
- ・ 軽せん定は、樹冠の整正・混みすぎによる枯損枝の発生防止等を目的とするもので、主として夏季せん定に適用し、切り詰め・枝抜き等を行う。

(2) 主としてせん定すべき枝

- ・ 枯れ枝
- ・ 弱小枝（成長の止まった弱小の枝）
- ・ 病虫害枝（著しく病虫害におかされている枝）
- ・ 障害枝（通風・採光・架線・人車の通行等の障害となる枝）
- ・ 危険枝（折損によって危険をきたす恐れのある枝）
- ・ 冗枝・ヤゴ・胴ブキ・徒0長枝・カラミ枝・フトコロ枝・立枝等（樹冠・樹形・生育上不必要な枝）

(3) せん定の方法

ア 一般事項

- ・ 樹木は、特に修景上、規格形とする必要のある場合または立地条件上やむを得ない場合を除き、原則として自然形仕立てとすること。
- ・ 不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」等は、原則として行わないこと。
- ・ 下枝の枯死を防ぐよう原則として上方を強くし、下方を弱くせん定すること。
- ・ 太枝のせん定は、切断箇所の表皮がはがれないように切断予定箇所の数10cm上よりあらかじめ切除し、枝先の重量を軽くした上で切り返しを行い、切除すること。

また、切り口はきれいに仕上げ、切断面（直径10cm以上、サクラ類は直径5cm以上）には、切断後すぐに癒合剤を塗布すること。

イ 枝抜きせん定

混みすぎた部分の枝または、樹冠の形姿構成上不必要な枝（冗枝）等をその枝のつけ根から切り取る。

ウ 切り返しせん定

樹冠外に飛び出した枝や樹冠の縮小等の場合にせん定対象となる枝の途中から分岐している短い枝を残し、この残す枝の付け根で不要な部分を切り取る。

エ 切り詰めせん定

切り返し剪定では樹幹を縮小できない場合に、枝の途中で切除して短くする。主として新生枝を樹冠の大きさが整う長さに定芽の真上の位置でせん定する。樹冠を作るのにふさわしい枝となる向きの芽（原則として外芽）のすぐ上で、斜めに切り取る。

2.7.2 中低木せん定

- (1) 樹木の特性に応じて切り詰め、中透かし、枯れ枝の除去などを行うこと。
- (2) 特に花木は、慎重に行い、花芽形成後に強せん定を行うことは避けること。
- (3) せん定に際し、樹冠面から幹枝が露出した場合は、その枝を樹冠面より低い位置で切除し、新梢展開後に樹冠がそろうようにすること。
- (4) 異なる樹種が接している場合は、それぞれ樹種ごとに形を整えるようせん定すること。
- (5) 全体のせん定が終わった後、もう一度見直し、修正せん定を行うこと。
- (6) 前年から伸長した分の枝を切除したうえで高さを揃えること。

2.7.3 生垣せん定

- (1) 冗枝・徒長枝等をせん定し、枝の整理を行った後、一定の幅を定めて両面を刈り込み、天端をそろえること。
- (2) 枝葉の疎な部分には、必要に応じて枝の誘引を行うこと。
- (3) 刈り込みの際に、一度に刈り込まないで数回の刈り込みを通して徐々に刈地原形に仕立てていくこと。特に、ヒノキ・サワラのように不定芽の発生しにくいものは注意深く行うこと。
- (4) 刈り込み機械（トリマー）で刈ると葉の切断面の枯れが目立つ樹種（ヒイラギモクセイ・サザンカ等）にトリマーを使用する場合は、刃をよく研いだものを使用し、木ばさみ等で仕上げせん定を行うこと。
- (5) 生垣の高さと幅との関係は、次表を標準とする。ただし、樹種及び生育の度合いにより、この表により難しい場合は本市と協議して定める。

生 垣 の 高 さ と 幅（単位：cm）						
高さ	30	60	100	120	180	250
幅	20～30	30～40	40～50	50～60	60～70	70～80

- (6) 生垣の高さは、場所により必要な高さが決まっていることが多いので、必要以上に高くならないように注意すること。また、現地の状況にもよるが、基本的には高さを揃えるようにすること。
- (7) 全体のせん定が終わった後、もう一度見直し、修正せん定を行うこと。

2.7.4 玉物刈り込み

- (1) 枝の密生した箇所は中透かしを行い、刈り地原形を十分考慮しつつ、樹冠周縁の小枝を、輪郭線を作りながら刈り込むこと。
- (2) 裾枝の重要なものは、上枝を強く下枝を弱く、刈り込むこと。また、針葉樹については、萌

芽力を損なわないように樹種の特성에応じ、十分注意しながら芽つみ等を行うこと。

(3) 大刈り込みは、各種樹種の生育状態に応じて刈地原形を十分考慮しつつ刈り込むこと。

また、植え込み地内に入って作業する場合は、踏み込み部分の枝条を損傷しないよう注意し、作業終了後に枝返しを行うこと。

2.7.5 花木せん定

花木類は、花芽が形成される時期と花芽がつく位置に注意して、花芽を落とすことのないように手入れを行うこと。

2.7.6 マツのせん定

年1回、秋にせん定と古葉取りを行う。枯れ枝やからみ枝、伸びすぎた枝をせん定し、整理した上で古くなった葉を丁寧に取り除くこと。

2.7.7 カイズカイブキのせん定

「2.7.3生垣せん定」に準じて行うこと。

杉葉が発生している場合は、せん定の際に除去すること。

2.7.8 せん定に関するその他の留意事項

(1) せん定作業の開始時期及び完了時期については、契約書中に示された作業実施時期等に基づくこととする。詳細については本市と協議のうえその結果に従うこと。

(2) せん定枝葉等の収集や現場の清掃をブローヤやほうき等で行うときは、せん定枝葉や塵埃の飛散等により周囲の歩行者や通行車両等に迷惑をかけないように十分注意すること。

2.7.9 病虫害駆除

「2.5病虫害駆除等」に準じて行うこと。

2.7.10 支柱取り外し

在来支柱及び添え木の取り外しは、樹木を損傷しないように注意し、根元から完全に引き抜くこと。また、杉皮・シュロ縄・亜鉛引鉄線・洋釘及び幹巻き材も同様にきれいに取り除くこと。

2.7.11 結束直し

在来杉皮・シュロ縄・亜鉛引鉄線は、樹木を損傷しないように丁寧に取り除き、新しい材料をもって樹幹に緊密に固着するように杉皮を巻き、シュロ縄で結束すること。

2.7.12 枯損木処理

(1) 枯損木の伐採にあたっては、人畜・建築物・車両・周辺樹木・その他の施設に損傷を与えな

いよう、かつ安全確保に努めること。また、周辺の芝生等は、必要に応じてシートをかぶせる等の保護処置を行うこと。

- (2) 枯損木処理は抜根処理を原則とするが、根を残す場合の切除高さは、本市と協議しその結果に従うこと。
- (3) 伐採した樹木は、枝払いし、一定の長さに切断した後、指定箇所に処理すると共に、作業場所の周囲はきれいに清掃すること。

2.7.13 高木施肥－輪肥（わごえ）

樹木主幹を中心に葉張り外周線の地上投影部分に深さ20cm程度の溝を輪状に掘り、溝底に所定の肥料を平均に敷き込み覆土すること。

溝掘りの際、特に支根を傷めないように注意し、細根の密生している場合はその外側に溝を掘ること。

2.7.14 高木施肥－車肥（くるまごえ）

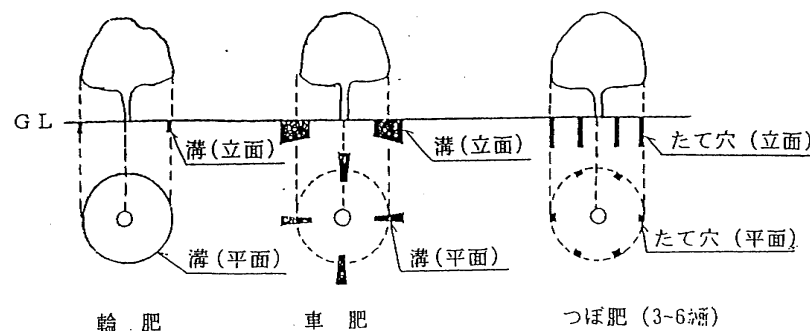
樹木主幹から放射状に遠ざかるにつれて幅を広く、かつ溝を深く掘り（原則として4箇所）、溝底に所定の肥料を敷き込み、覆土すること。

溝の深さは20cm（内側）～40cm（外側）程度、長さは葉張りの3分の1程度とし、溝の中心部分が葉張り外周線下にくるように掘ること。

2.7.15 高木施肥－つぼ肥

- (1) 樹木主幹を中心に葉張り外周線の地上投影部分に放射状に縦穴を掘り、所定の肥料を入れ、覆土する。
- (2) 移植後1年以内の樹木及び剪定直後の樹木で葉張り外周線の不明瞭な樹木については、溝及び穴の中心線が樹幹中心より根元直径の5倍の位置にくるように掘ること。
- (3) 肥料を埋める位置が芝生地等の場合は、肥料を敷き込んだ後、芝生等を植え直すこと。
- (4) (2)・(3)については、全ての高木施肥に共通とする。

高木施肥方法の解説図



2.7.16 低木・生垣施肥

肥料が枝葉に直接触れないように注意し、植え込みに均一に散布すること。枝葉に付いた場

合は、掃き落としておくこと。

2.7.17 倒木復旧

- (1) 倒木復旧は、台風等により樹木が傾斜したものを正常な状態に戻す作業をいう。
- (2) 倒木復旧にあたっては、できるだけ根を切らないように必要に応じて根元の周囲を掘削し、樹木を傷つけないよう注意すること。
- (3) 根張りの状態または根の損傷程度によって、本市と協議のうえ、その結果に従って樹勢に応じたせん定を行うこと。
- (4) 支柱の取り付け・水鉢づくり・養生等は、土木工事共通仕様書に準じて行うこと。

第8節 街路樹の維持管理

2.8.1 夏季せん定目的

- (1) 枝葉が繁茂した樹冠の乱れを直すために樹冠の整正を行う。
- (2) 樹冠内に陽光や風を入れ、生育条件を良くし、蒸れによる病虫害の発生等の防止や台風等の風害を少なくするために枝透かしを行う。

2.8.2 夏季せん定手順

- (1) 樹種や植栽場所の環境条件に合わせて樹形を決定すること。
架線のないところでは、できるだけ木を大きく育てるためのせん定を行い、架線のあるところでは、低圧線（地上高5～7m）は、樹冠の中へ取り込み、高圧線（地上高10～12m）は、高圧線下1.5mの位置で芯止めすること。
- (2) せん定は、頂上枝から下方枝へ行うこと。
枝先での作業が多いため、場合によっては、高所作業車の導入を考慮すること。
- (3) 幹・主枝から発生した胴ぶき（幹ぶき）・ふところ枝を付け根から切除すること。
- (4) 原則として、高木1本につき、おおむね樹冠の総枝葉量の3割程度を切除すること。
- (5) 人・自転車・車の通行に支障となる下枝を取り除くこと。

歩道側	枝下3.0m
車道側	枝下4.5m

- (6) 信号機・標識付近は、それらがよく見えるようにせん定すること。
- (7) 隣地に接していたり、来季までの間に接することが予想される徒長枝を切り詰めること。
- (8) せん定作業が終わったら、下に降りて全体を眺め、必要に応じて修正せん定を行うこと。

2.8.3 夏季せん定に関するその他の留意事項

- (1) 夏季せん定の開始時期・完了時期については、契約書中に示された作業実施時期に基づき契約後に作成・提出する実施工程表によること。詳細については本市と協議のうえ決定すること。
- (2) 幹に巻き付いた不要な針金、ひも等は、同時に除去すること。また、腐食等により撤去すべき支柱がある場合は、本市へ報告すること。
- (3) 樹冠内に架空線がある場合は、せん定作業を行うにあたり十分配慮すること。
- (4) せん定枝葉等の収集や現場の清掃をブローヤやほうき等で行うときは、せん定枝葉や塵埃の飛散等により周囲の歩行者や通行車両等に迷惑をかけないように十分注意すること。

2.8.4 冬季せん定目的

- (1) 道路交通の障害とならないよう、支障となる枝を落とし、樹形を整え、骨格づくりを行う。
- (2) 路線の連続性や統一性をもたせるため、樹高や樹形、枝下高をそろえる。
- (3) その樹種にふさわしい自然樹形を維持する。

2.8.5 冬季せん定の方法

(1) 一般事項

- ・ 樹木は、特に修景上、規格形とする必要のある場合または立地条件上やむを得ない場合を除き、原則として自然形仕立てとすること。
- ・ 不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」等は、原則として行わないこと。
- ・ 下枝の枯死を防ぐよう原則として上方を強くし、下方を弱くせん定すること。
- ・ 太枝のせん定は、切断箇所の表皮がはがれないように切断予定箇所の数10cm上よりあらかじめ切除し、枝先の重量を軽くした上で切り返しを行い、切除すること。

また、切り口はきれいに仕上げ、切断面（直径10cm以上、サクラ類は直径5cm以上）には、切断後すぐに癒合剤を塗布すること。

- ・ 骨格枝が傷んだり、枯れた場合は、これらの替わりに前年生枝等を骨格枝として選び、育てていく。切り替える適当な枝がない場合は、樹冠を形成するために立ち枝等を残すことも検討する。

(2) 枝抜きせん定

混みすぎた部分の枝または、樹冠の形姿構成上不必要な枝（冗枝）等をその枝のつけ根から切り取ること。

(3) 切り返しせん定

樹冠外に飛び出した枝や樹冠の縮小等の場合に、せん定対象となる枝の途中から分岐している短い枝を残し、この残す枝の付け根で不要な部分を切り取ること。

(4) 切り詰めせん定

切り返し剪定では樹幹を縮小できない場合に、枝の途中で切除して短くする。主として新生枝を樹冠の大きさが整う長さでせん定する。樹冠を作るのにふさわしい枝となる向きの芽（原則として外芽）のすぐ上で、斜めに切り取る。

2.8.6 冬季せん定の手順

- (1) 高圧線のあるところでは、高圧線下1.5mの位置で芯止めをすること。
- (2) 路線ごとの樹形や大きさの統一感、樹種による基本樹形にあったせん定をすること。
- (3) せん定は、頂上枝から下方枝へと行うこと。
- (4) 道路と平行方向は長めに切り、道路と垂直方向は短めに切ること。
- (5) 枝をせん定した後のツメは、切除すること。
- (6) 頂上枝の最上部は、“シン”（先端枝）を作るために直立した前年生枝を1本残し、それ以外の立ち枝は、枝抜きせん定をすること。

残した先端枝は、長さが全体の樹形にあわない場合、又は、高圧線に近い場合を除き、せん定しないで残すこと。

- (7) 頂上枝の中間部は、斜め上向きの枝を幹の全ての方向に均等に互生するように残し、その他の枝は、切り取ること。残した枝は、全体の樹形に合う長さで切り詰めること。
- (8) 頂上枝の下部は、水平に出ている枝を均等に残し、立ち枝は、全て切る取ること。残した枝は、全体の樹形に合う長さで切り詰めること。
- (9) 中間枝は、太い枝が二又に分かれていることが多く、その先端からは、前年生枝が密生している。この部分の立ち枝は全て切り取り、水平な枝を残す。枝が長い場合は、全体の樹形に合

う長さで切り詰めること。

- (10) 下方枝は、太い枝が2～4本に分かれていることが多く、主枝・副主枝・側枝から多くの前年生枝が密生している。

立ち枝を全て切り取り、水平な枝を残す。枝が長い場合は、全体の樹形に合う長さで切り詰めること。ただし、枝が欠損している場合は、立ち枝等を利用して樹冠を形成する。

太枝のせん定は、切断箇所の表皮がはがれないように切断予定箇所の数10cm上よりあらかじめ切除し、枝先の重量を軽くしたうえで切り返しを行い、切除すること。

人・自転車・車の通行に支障となる枝を取り除くこと。

歩道側	枝下3.0m
車道側	枝下4.5m

- (11) せん定作業が終わったら、下に降りて全体を眺め、必要に応じて修正せん定を行うこと。

2.8.7 冬季せん定に関するその他の留意事項

- (1) 冬季せん定の開始時期・完了時期については、契約書中に示された作業実施時期に基づき契約後に作成・提出する実施工程表によること。詳細については本市と協議のうえ決定すること。

紅葉する樹種（アメリカフウ・ナンキンハゼ・イチョウ・タイワンフウ等）については、開始時期については、現場状況を勘案し本市と協議のうえ詳細を決定し、その結果に従うこと。

- (2) 植えて間もないような小さな街路樹については、切り詰めせん定は極力行わず、必要最小限の不用枝の枝抜きせん定にとどめること。
- (3) 市内電車沿いの街路樹については、優先してせん定を行うこと。
- (4) 幹に巻き付いた不要な針金、ひも等は、同時に除去すること。また、腐食等により撤去すべき支柱がある場合は、本市へ報告すること。
- (5) 樹冠内には架空線が多いため、せん定作業を行うにあたり感電事故等のないように十分注意すること。
- (6) せん定枝葉等の収集や現場の清掃をブローヤやほうき等で行うときは、せん定枝葉や塵埃の飛散等により周囲の歩行者や通行車両等に迷惑をかけないように十分注意すること。

2.8.8 せん定防除

アメリカシロヒトリ等が幼令期に集団して生活している場合、この部分の枝葉の幼虫を落下させないように注意深く切り取り、焼却処分すること。

2.8.9 中低木せん定

- (1) 「2.7.2 中低木せん定」に準じて行うこと。
- (2) 前年から伸長した分の枝を切除したうえで高さを揃えること。特に連続した植樹帯の低木は、高さが一定に揃うように気を配ること。

また、歩道切り下げ付近及び交差点付近では、見通しを確保する必要があるため、樹高については本市と協議し、その結果に従うこと。

- (3) せん定枝葉等の収集や現場の清掃をブローヤやほうき等で行うときは、せん定枝葉や塵埃の飛散等により周囲の歩行者や通行車両等に迷惑をかけないように十分注意すること。

2.8.10 かん水

- (1) かん水には再生水等を利用し、樹木の根部全体に水が行き渡るように行うこと。
- (2) かん水は、本市の指示する日時に行うこと。

なお、作業中であっても雨が降り始めたならば、直ちに作業を中止し、本市の指示を求めること。

9節 花壇等の維持管理

2.9.1 材 料

- (1) 花苗は、次の条件を満たしているものを使用すること。
 - ・病虫害に侵されていない健全なもの
 - ・あらかじめ植え出しに耐えるように栽培され、細根が多く発生している徒長していないもの
 - ・すでに開花しているもの又は開花寸前のもの
- (2) 草花の品種は、高さが最高40cmまでのものを使用すること。

2.9.2 地ごしらえ

- (1) 古株・雑草等は、根より掘り起こし、土を払った後、速やかに処理すること。
- (2) 地ごしらえは、まず所定の土壌改良材・肥料・薬剤を表面に均一に撒き、床土を鍬・レーキなどで深さ30cm程度まで耕耘しながら良く混合した後、一様に均すこと。

2.9.3 植え付け

- (1) 植え付けにあたっては、デザインに従ってあらかじめ、ひも等でデザインを下取りし、所定の苗数と密度にむらのないよう、しっかりと植え付けること。
- (2) 植え付け後は、良くかん水し、傾いたり根が浮き上がったものは、植え直すこと。

2.9.4 除草・かん水

- (1) 除草・かん水は、天候・土壌状態に注意し、無駄なく時機を逸しないように行うこと。
- (2) 除草は、花苗を傷めないように根から抜き取り、同時に花がら等の除去を行い、根の浮き上がった苗は、植え直すこと。
- (3) かん水は、花苗を傷めないように丁寧に行い、根に十分水が行き渡るように浸透させること。

2.9.5 施肥・病虫害駆除

- (1) 追肥は、植物の生育状態に応じて効果的に施すようにし、一箇所に偏らないように均一にばらまくこと。
- (2) 病虫害駆除は、散布に適した日を選んで行い、植物に十分薬剤がかかるように丁寧に散布すること。「2.5(1)～(3) 病虫害駆除等」と同様とする。

提出書類様式

様式－１	業務着手届
様式－２－１	現場責任者届
様式－２－２	現場責任者変更届
様式－３－１	資格者・剪定作業員届
様式－３－２	資格者・剪定作業員変更届
様式－４－１	実施計画書
様式－４－２	変更実施計画書
様式－５	安全管理届
様式－６	業務実施報告書
様式－７	作業週報
様式－８	業務打合せ簿
(参考)	業務打合せ簿 記入例 (下請承認願の場合)